

清瀬市地場産農産物加工販売支援事業

よくある質問集(Q&A)

Q.1	対象となる加工品の定義はなにか
A.1	原則として食品衛生法に定義される加工食品であり、販売にあたって <u>食品表示責任者</u> （製造者又は販売者）の欄に申込者の名前があるものが対象となります。 （食品衛生法における加工食品に該当しないものも一部対象としています。⇒Q.10）
Q.2	自宅に加工所を建てて加工品を作りたい
A.2	加工所の建設費、施設や機械の購入費は対象になりません（都や市の別事業をお使いください）。自宅の加工所で作る場合、 <u>申込者以外が作成した</u> レシピやラベル、パッケージ、原材料（自身が生産した農産物以外の部分）などの費用は対象になります。
Q.3	料理研究家をやっている娘に商品開発を委託したい
A.3	三親等以内の親族への支出は補助対象になりません。それ以外の部分は補助対象とすることができます
Q.4	すでに商品化されているジャムのラベルとパッケージをリニューアルしたい
A.4	デザインや印刷等のラベルとパッケージに関する費用のみ対象になります。ジャムそのものはリニューアルしていないので、ジャムの製造に関する経費は対象外です
Q.5	すでに商品化されているジャムをリニューアルしたいが、リニューアルの範囲はどこまでか
A.5	既存の商品の一部を変更した場合はリニューアルに該当し、変更した部分のみ補助対象となります。レシピを変更しない場合の製造委託費、デザインを変更しない場合の包装・ラベル作成費は対象外です
Q.6	すでに商品化されているジャム(瓶詰)に、個包装(袋入り)のバージョンを追加したいが、これはリニューアルと新商品のどちらになるか
A.6	既存の商品と並行して販売するのであれば、新商品として扱います。瓶詰のジャムを袋入りに変更するのであればリニューアルに該当します
Q.7	ニンジンを使用してレトルトのニンジンカレーを作りたい。原材料のニンジン以外の部分は清瀬産ではないが、補助対象になるか
A.7	原材料の全てが地場産である必要はありません。商品の主たる要素が、地場産かどうか判断基準となります。 例①「ニンジンカレー」の名称であれば、ニンジンが主なので、対象となります。 例②「松阪牛カレー」での材料の一部に清瀬産ニンジンを使用する場合、この商品の主たる要素は松阪牛と考えられますので、対象外になります

Q.8	レトルトのカレーとシチューの2商品を作りたいが、2件申込できるか
A.8	申込は1人1回までです。2商品作りたい場合、1回で2商品をまとめて申込することはできますが、補助上限額は1人10万円です。
Q.9	摘果した果樹や剪定枝を炭に加工してインテリアとして販売したい
A.9	食品以外の農産加工品（残渣、剪定枝、畜糞等）も対象となります。なお、Q1と同様、販売にあたって販売者又は製造者の欄に申込者の名前があるものが対象となります。
Q.10	ニンジンペーストに加工して病院や福祉施設の給食用に卸したい
A.10	補助対象になりますが、一般消費者向けに小売りしないことから、販売したことがわかるよう、実績報告時に販売先の具体的に記入してください。
Q.11	カット野菜を販売したい
A.11	食品衛生法に定義される加工食品には該当しませんが、本事業の主旨に照らして農産加工品とみなし、対象とします。
Q.12	ニンジンを使ったケーキを、洋菓子店で作ってもらい、洋菓子店で販売してもらおう
A.12	対象になりません。申込者自身が販売者として自ら販売するものが対象です。この場合は、販売者は洋菓子店となりますので、洋菓子店が申込者となる場合は、補助対象となります。
Q.13	製造した加工品は、全て息子の結婚式の引出物として招待客に配布する予定だ
A.13	販売しない商品は、補助事業の主旨に適合しないため補助対象になりません。
Q.14	農業団体として申込するために新たに親しい農家とグループを作ろうと思う
A.14	グループの実態がわかるよう会則、名簿、決算資料等を提出いただきます。内容によっては追加で資料の提出をお願いする場合があります。
Q.15	天候不順で収穫が遅れ、完成時期が予定より遅くなりそうだ
A.15	令和9年3月31日までに実績報告が出来ない場合は、交付事業遅延等報告書を提出してください。
Q.16	市内で菓子製造販売業を営んでいるが、市内産の農産物を使って新商品を開発して販売したい。
A.16	農業者以外の方は、申込時に使用する予定の市内産農産物を申込書に記入いただきます。実績報告時には使用した農産物が清瀬産であることを証明するものを提出いただきます(例、市内農業者や直売所の領収証など)。

(令和8年4月1日更新、下線部が更新された箇所)